

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	水質試験所ガスクロマトグラフ質量分析装置修繕(緊急)	備品修繕	島津サイエンス(株) 大阪支店	¥1,836,626	10月21日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号及び第5号	G3及びG11	-
2	令和7年度 船着場案内サイン表示装置修繕	設備修繕	(株)ミライト・ワン	¥1,028,500	10月8日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	東高津公園ほか10公園遊具修繕	建物修繕	(株)コトブキ	¥1,775,400	10月16日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	津守工営所分室スロープ部落下防止ネット修繕(緊急)	設備修繕	(株)安原工務店	¥1,023,000	10月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	G17	-
5	駐車場共通回数券(11,000円券)ほか2点印刷(その2)	特殊印刷	アマノ(株)	1,890,350	11月11日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
6	稻生公園ほか5公園遊具修繕	建物修繕	(株)ニシオカ	¥1,072,280	11月13日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
7	谷九排水ポンプ場雨水流入管修繕	設備修繕	アイテック(株)	¥1,980,000	11月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G28	-
8	深江公園(ほか3公園遊具修繕)	建物修繕	(株)ニシオカ	¥1,002,540	11月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
9	大阪城公園事務所 受付出入口シャッター修繕	設備修繕	東洋シャッター(株)	¥1,104,620	12月4日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
10	新今里公園(ほか4公園複合遊具修繕)	建物修繕	(株)コトブキ	¥1,228,700	12月12日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番 号)	WTO
11	空堀桃谷公園パーゴラ修繕	建物修繕	(株) サカエ	¥1,978,460	12月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G3	-
12	令和7年度複合型ガス検知設備修繕	備品修繕	(株) 理研商会	¥1,430,000	12月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G3	-
13	南今福公園ほか6公園遊具修繕	建物修繕	(株) ニシオカ	¥1,466,080	12月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G3	-
14	柏里西公園ほか11公園遊具修繕	建物修繕	(株) コトブキ	¥1,964,600	12月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G3	-

1

随意契約理由書

1. 修繕名称：水質試験所ガスクロマトグラフ質量分析装置修繕（緊急）

2. 契約相手方：島津サイエンス株式会社 大阪支店

3. 隨意契約理由

水質試験所では、下水及び工場排水に含まれる農薬の測定を行っている。下水処理場放流水の農薬の測定は、下水道法施行令第12条第2項により義務づけられているものである。また、工場排水の農薬の測定結果は、事業者への行政指導や行政処分の根拠として用いている。

今般、農薬を測定するガスクロマトグラフ質量分析装置において、本体内部の不具合により、測定精度が低下していることが判明した。このため、法令に基づく測定が実施できないだけでなく、日々搬入される工場排水の分析が行えない。

排水基準を超える工場排水が下水処理場に流入した場合には、生物処理に重大な支障をきたすだけでなく、大量の薬品を投入して処理しなければならなくなり、そのような排水が河川に放流されれば、自然環境の破壊につながり市民の安全性を損なうことから、至急、修繕の必要がある。

上記業者は当該分析機器の製造元である株式会社島津製作所の保守サービスを受け持つ唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

5. 担当部署

下水道部下水道資源循環課 水質試験所

2

隨 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

令和7年度船着場案内サイン表示装置修繕

2 契約の相手方

(株) ミライト・ワン

3 隨意契約理由

今回修繕する船着場案内サイン表示装置（表示盤遠隔制御端末含む）は、道頓堀川遊歩道（とんぼりリバーウォーク）内の太左衛門橋船着場、日本橋船着場、東横堀川水門及び道頓堀川水門に設置し道頓堀川遊歩道の利用者に洪水警報等の発令時に案内表示を行う設備であるが、経年劣化等による故障及び機能低下している構成部品の交換を行うものである。

本設備は、(株) ミライト・ワンが設計製作したもので、修繕にあたっては製作時と同一の手法を用いて施工し、機能回復及び設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社には施工させられず、かつ修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

3

随意契約理由書

1 修繕名称

東高津公園ほか 10 公園遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社コトブキ

3 隨意契約理由

本件は、東高津公園、逢阪公園、小橋公園、空清町公園、南中本公園、東小橋北公園、翼東緑地、舍利寺中央公園、翼公園、生野東 4 公園、御勝山南公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

東高津公園の固定遊具については顔パネルの破損、逢阪公園の児童用ブランコについては座板の破損、小橋公園・空清町公園・南中本公園の児童用ブランコについては金具の摩耗、東小橋北公園の複合遊具についてはデッキ材の破損、翼東緑地のスイング遊具については頭パネル・ボルトキャップの破損、舍利寺中央公園の健康器具については部材の欠落、翼公園の複合遊具については取付金具及び部材の破損、生野東 4 公園の複合遊具についてはパネルの破損、御勝山南公園の児童用ブランコについては金具の摩耗及び座板の破損が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

真田山公園事務所

4

随意契約理由書

1 契約名称

津守工営所分室スロープ部落下防止ネット修繕(緊急)

2 契約の相手方

株式会社安原工務店

3 隨意契約理由

本件は津守工営所分室スロープ部の落下防止ネットが経年劣化により破れ落下防止機能が大きく失われているため修繕するものである。

当工営所ではスロープ部の擁壁には剥離した箇所が多く危険であるためコンクリート片の落下防止ネットを設置していたが、現在ネットの一部が破れて擁壁を覆うことができておらず、落下防止機能が大きく失われている。直下で通行する市民や作業中の職員に剥離したコンクリート片が直撃する可能性があり安全性が損なわれた状態であるため、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築工事一式での登録を有していることに加え、資材調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 管理課

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券（11,000円券）ほか2点印刷（その2）

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路河川部 調整課

随意契約理由書

1 修繕名称

稻生公園ほか5公園遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社ニシオカ

3 隨意契約理由

本件は、稻生公園、五条小公園、玉津公園、大今里公園、巽公園、巽東緑地に設置している遊具について修繕を行うものである。

稻生公園の児童用ブランコについては金具の摩耗及び座板の破損、五条小公園の滑り台、玉津公園の複合遊具については滑り面裏の破損、大今里公園、巽公園の児童用ブランコについては金具の摩耗及び座板の破損、巽東緑地の児童用ブランコについては金具の摩耗が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

真田山公園事務所

隨 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

谷九排水ポンプ場雨水流入管修繕

2 契約の相手方

アイテック株式会社

3 隨意契約理由

本件は、「市内一円排水ポンプ施設等点検業務委託」において「谷九排水ポンプ場」の設備点検を行ったところ、大阪メトロ「谷町九丁目」駅ホーム内に布設されている雨水流入管が欠損により漏水していることが判明したため、修繕を行うものである。

当該雨水流入管は、「谷町9」交差点アンダーパス内に流入した雨水を排水ピットへ送水するための配管であり、漏水によりホーム内が浸水する恐れがある。

ホーム内浸水により、車両の運行に支障をきたすなど市民の安全性や利便性に多大な損害を及ぼすこととなるため早急に修繕する必要がある。

アイテック株式会社は現在、上記業務委託を受託していることから現場状況を把握し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能であり、あらためて受注者を選定することと比較し経済的に合理的で工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

深江公園ほか3公園遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社ニシオカ

3 隨意契約理由

本件は、深江公園、南深江公園、小路南公園、南巽公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

深江公園の複合遊具についてはラダーマットの摩耗及び変形、南深江公園の複合遊具については壁パネル及び滑り面裏の破損、小路南公園の幼児用ブランコについてはバケットの破損、南巽公園の児童用ブランコについては座板の破損及び金具の摩耗が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

真田山公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

大阪城公園事務所受付出入口シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 隨意契約理由

本件は、当公園事務所の受付出入口シャッターが不具合により開閉しにくい状況であるため修繕を行うものである。

本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局大阪城公園事務所

10

随意契約理由書

1 修繕名称

新今里公園ほか4公園複合遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社コトブキ

3 隨意契約理由

本件は、新今里公園、巽伊賀ヶ公園、猫間川公園、巽東第一公園、巽中4公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

新今里公園の複合遊具については壁パネルの破損及びハンドルの摩耗、巽伊賀ヶ公園の複合遊具については壁パネルの破損、猫間川公園の複合遊具についてはハンドルの摩耗、巽東第一公園・巽中4公園の複合遊具については滑り面の破損が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

真田山公園事務所

11

隨意契約理由書

1 修繕名称

空堀桃谷公園パークゴーラ修繕

2 契約相手方

株式会社サカエ

3 隨意契約理由

本件は、空堀桃谷公園のパークゴーラについて修繕を行うものである。

空堀桃谷公園のパークゴーラのルーバーに破損が判明したことから、ルーバーを撤去しているが、今後も来園者に継続的に快適な休憩施設として提供するために修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、パークゴーラの安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 大阪城公園事務所

12

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度複合型ガス検知設備修繕

2 契約の相手方

株式会社理研商会

3 隨意契約理由

今回修繕する複合型ガス検知設備は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される下水道施設内で安全に作業を実施するため、酸素、硫化水素、可燃性ガスを測定する設備であるが、各センサー・フィルター等の部品が長期の使用により損耗しており、測定結果に影響する可能性があるため作業における安全対策上、部品の取替、機能点検を行うものである。

本設備は、理研計器株式会社が製作したものであり、各センサー・フィルター等の部品取替、機能点検には製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社では製作しておらず、本修繕ができるのは製作会社である理研計器株式会社からアフターサービス業務を移管されている株式会社理研商会のみである。

以上のことから株式会社理研商会を契約相手方として随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課

13

随意契約理由書

1 修繕名称

南今福公園ほか6公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社ニシオカ

3 隨意契約理由

本件は、南今福公園、永田公園、西放出公園、新喜多公園、成育西公園、中今福公園、榎本公園に設置している児童用ブランコについて、鎖から座板までの各種部材が経年劣化により損耗していることが判明し、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

柏里西公園ほか11公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 隨意契約理由

本件は柏里西公園に設置されている幼児用すべり台において、階段と踊り場の間に指が入る隙間が生じていること、また姫之里公園、新北野公園、塚本公園、三国西公園、小松公園、南江口公園、能条東公園、菅原天満宮公園に設置されている児童用ブランコにおいて、鎖の摩耗が生じていること、また松山公園に設置されている児童用ブランコにおいて、鎖の摩耗と座板破損が生じていること、また東淡路町公園に設置されている児童用ブランコにおいて、吊り輪の摩耗が生じていること、また大桐公園に設置されている幼児用ブランコにおいて、座板に亀裂が生じていることが判明し、来園者に継続的に安全な遊具として提供するため、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所